

【 画像診断 】

2 2 1 単純撮影（胸部）の算定について

《令和 6 年 6 月 2 8 日》

○ 取扱い

- ① 初診時（診断時）の次の傷病名に対する E 001 写真診断「1」単純撮影の胸部の算定は、原則として認められる。
 - (1) 高血圧症
 - (2) 睡眠時無呼吸症候群
- ② 再診時（経過観察時）の次の傷病名に対する E 001 写真診断「1」単純撮影の胸部の算定は、原則として認められない。
 - (1) 糖尿病
 - (2) 高脂血症
 - (3) 睡眠時無呼吸症候群

○ 取扱いを作成した根拠等

高血圧は心臓に負荷をかける。初診時（診断時）の高血圧症に対する胸部レントゲン撮影は、心肥大、心不全といった心臓疾患の合併の有無等を把握するため有用である。

また、初診時（診断時）の睡眠時無呼吸症候群に対する胸部レントゲン撮影は、睡眠障害を起こす他の疾患の有無等の鑑別のため有用である。

以上のことから、初診時（診断時）の高血圧症、睡眠時無呼吸症候群に対する E 001 写真診断「1」単純撮影の胸部の算定は、原則として認められると判断した。

一方、再診時（経過観察時）の糖尿病や高脂血症、睡眠時無呼吸症候群に対する胸部レントゲン撮影の医学的必要性、有用性は低く、原則として認められないと判断した。